8-19 30-2

H5. 11. 12

目次

一　法律案要綱

二　法律案

三　法律案提案理由説明

四　法律案逐条説明

五　法律案参照条文

六　法律案新旧対照表

H6. 4

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案要綱

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案要綱

第一　目的

この法律は、短時間労働者について、その雇用管理の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とすること。（第一条関係）

第二　定義等

一　定義

この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比し短い者をいうものとすること。（第二条関係）

二　関係者の責務

（一）　事業主は短時間労働者の適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善（以下「雇用管理の改善等」という。）を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとし、事業主の団体はその構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し必要な援助に努めるものとすること。（第三条関係）

（二）　国は短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策の総合的かつ効果的な推進に努めるものとし、地方公共団体は国の施策と相まって短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策の推進に努めるものとすること。（第四条関係）

第三　短時間労働者対策基本方針

一　策定等

労働大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針（以下「短時間労働者対策基本方針」という。）を定め、これを公表するものとすること。

二　短時間労働者対策基本方針に定める事項

短時間労働者対策基本方針に定める事項は、次のとおりとすること。

（一）短時間労働者の職業生活の動向に関する事項

（二）短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

（三）及び（一）（二）のほか、短時間労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項（第五条関係）

第四　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

一　指針の策定等

（一）労働大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、第二の二の（一）の事業主が講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとすること。（第六条関係）

（二）労働大臣は、事業主に対し、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができるものとすること。（第七条関係）

二　短時間雇用管理者の選任

事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する

事業所ごとに、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとすること。（第八条関係）

三　職業訓練の実施等

国、都道府県、雇用促進事業団は、短時間労働者等の職業能力の開発及び向上を促進するため、啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとすること。（第九条関係）

四　職業紹介の充実等

国は、短時間労働者になろうとする者の職業の選択、職業への適応を容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めるものとすること。（第十条関係）

第五　短時間労働援助センター

一　指定

労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であって二の（一）の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものをその申請により、全国に一を限って、当該業務を行う短時間労働援助センターとして指定することができるものとすること。（第十一条及び第十二条関係）

二　業務等

（一）短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとすること。

イ　短時間労働者の職業生活に関する調査研究を行うこと。

ロ　事業主その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習等を行うこと。

ハ　短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対して提供すること。

ニ　（二）の業務を行うこと。

ホ　イからニまでの業務のほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。（第十三条関係）

（二）　労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法第二十三条の労働福祉事業又は雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業のうち次のいずれかに

該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとすること。

イ　短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であって、労働省令で定めるものを支給すること。

ロ　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

ハ　短時間労働者に対して、その職業生活に関する事項について相談その他の援助を行うこと。

ニ　短時間雇用管理者等に対する研修を行うこと。

ホ　イからニまでの業務のほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。（第十四条関係）

（三）

（一）及び（二）のほか、短時間労働援助センターに関し、業務規程の認

可、給付金業務に係る認可、給付金業務の報告、事業計画、区分経理、交付金、役員の選任及び解任、監督命令その他所要の規定を設けるものとすること。（第十五条―第二十八条、第三十一条―第三十三条関係）

第六　適用除外

この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員については適用しないものとすること。（第三十条関係）

第七　施行期日等

一　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第五に関する規定は、平成六年四月一日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

二　関係法律について所要の規定の整備を行うものとすること。（附則第二条及び附則第三条関係）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　短時間労働者対策基本方針（第五条）
第三章　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等
第一節　雇用管理の改善等に関する措置（第六条―第八条）
第二節　職業能力の開発及び向上等に関する措置（第九条・第十条）
第四章　短時間労働援助センター（第十一条―第二十八条）
第五章　雑則（第二十九条―第三十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあっては、労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

（事業主等の責務）

第三条　事業主は、その雇用する短時間労働者について、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善（以下「雇用管理の改善等」という。）を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。

2　事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国は、短時間労働者の雇用管理の改善等について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活

動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2　地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとする。

第二章　短時間労働者対策基本方針

第五条　労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針（以下この条において「短時間労働者対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2　短時間労働者対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　短時間労働者の職業生活の動向に関する事項

二　短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三　前二号に掲げるもののほか、短時間労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3　短時間労働者対策基本方針は、短時間労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4　労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

5　労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前二項の規定は、短時間労働者対策基本方針の変更について準用する。

第三章　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節　雇用管理の改善等に関する措置

（指針）

第六条　労働大臣は、第三条第一項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この節において「指針」という。）を定めるものとする。

2　前条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。

（指導及び助言）

第七条　労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対し、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行う

ことができる。

（短時間雇用管理者）

第八条　事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする。

第二節　職業能力の開発及び向上等に関する措置

（職業訓練の実施等）

第九条　国、都道府県及び雇用促進事業団は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。

（職業紹介の充実等）

第十条　国は、短時間労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適応することを容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第四章　短時間労働援助センター

（指定等）

第十一条　労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、第十三条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一　職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二　前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、短時間労働者の雇用管理の改善等その他その福祉の増進に資すると認められること。

2　労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「短時間労働援助センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3　短時間労働援助センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4　労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければ

ならない。

（指定の条件）

第十二条　前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

（業務）

第十三条　短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　短時間労働者の職業生活に関する調査研究を行うこと。

二　事業主その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習等を行うこと。

三　短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対して提供すること。

四　次条第一項に規定する業務を行うこと。

五　前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

（短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施）

第十四条　労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十三条の労働福祉事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一　短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であって、

労働省令で定めるものを支給すること。

二　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　短時間労働者に対して、その職業生活に関する事項について相談その他の援助を行うこと。

四　短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者に対する研修を行うこと。

五　前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2　前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3　短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務（以下「短時間労働者福祉事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4　労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務規程の認可）

第十五条　短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者福祉事業関係業務の適正かつ確実な

実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

（短時間労働者福祉事業関係給付金の支給に係る労働大臣の認可）

第十六条　短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務のうち第十四条第一項第一号に係る業務（次条及び第二十三条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら第十四条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

（報告）

第十七条　短時間労働援助センターは、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があ

ると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

（事業計画等）

第十八条　短時間労働援助センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　短時間労働援助センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（区分経理）

第十九条　短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合には、短時間労働者福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければな

らない。

（交付金）

第二十条　国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（労働省令への委任）

第二十一条　この章に定めるもののほか、短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（役員の選任及び解任）

第二十二条　短時間労働援助センターの役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　短時間労働援助センターの役員が、この章の規定（当該規定に基づく命令及び処分を含む。）若しくは第十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十三条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、短時間労働援助センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十三条　給付金業務に従事する短時間労働援助センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告及び検査）

第二十四条　労働大臣は、第十三条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要

な報告をさせ、又は所属の職員に、短時間労働援助センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（監督命令）

第二十五条　労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、第十三条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第二十六条　労働大臣は、短時間労働援助センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第

十一条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十三条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四　第十二条第一項の条件に違反したとき。

五　第十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者福祉事業関係業務を行ったとき。

2　労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第二十七条　労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2　労働大臣は、前項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3　労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

（聴聞）

第二十八条　労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

一　第二十二条第二項の規定による役員の解任命令

二　第二十六条第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

2　前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第五章　雑則

（雇用管理の改善等の研究等）

第二十九条　労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた雇用管理の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努める

ものとする。

（適用除外）

第三十条　この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

（罰則）

第三十一条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

しても、同条の刑を科する。

第三十三条　第十六条の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした短時間労働援助センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定及び第三十一条から第三十三条までの規定並びに次条の規定及び附則第三条の規定（労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）第四条第三号の改正規定及び同法第五条第四号の次に一号を加える改正規定に限る。）は、平成六年四月一日から施行する。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十七の次に次の一号を加える。

二十の十八　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第　　号）

（労働省設置法の一部改正）

第三条　労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本障害者雇用促進協会」の下に「、短時間労働援助センター」を加える。

第四条第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二　短時間労働者対策基本方針を定めることその他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第　　号）の施行に関すること。

第五条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働援助センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

第五条第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働者対策基本方針を定めること。

理由

短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするため、短時間労働者対策基本方針を定めるとともに、短時間労働者の雇用管理の改善等の適切かつ有効な実施を図るための措置を講ずるほか、労働大臣が公益法人を短時間労働援助センターとして指定することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

提案理由説明

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案提案理由説明

ただいま議題となりました「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案」につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

短時間労働は、働く人、雇う側双方の希望に沿うものであることから、近年、その数は著しく増加しており、勤続年数の伸長、就業分野の拡大等もみられ、我が国の経済社会において重要な役割を果たしております。また、今後の中長期的な人手不足の傾向等を踏まえると、女性や高齢者が働きやすい短時間労働は、今後ますます重要な就業形態になるものと考えられます。

しかしながら、短時間労働者の就業をめぐっては、多様な就業意識や就

業実態を踏まえた適切な雇用管理が行われていない等種々の問題点も指摘されており、また、短時間労働者も職業生活上の不安を抱えているところであります。

このような状況にかんがみ、短時間労働者の適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置等を講ずることにより、その能力を有効に発揮することができるようにし、もって短時間労働者の福祉の増進を図ることが重要な課題となっております。

政府といたしましては、このような課題に適切に対処するため、今後の短時間労働対策の在り方について検討いただいたパートタイム労働問題に関する研究会の報告を踏まえ、本法律案を作成し、婦人少年問題審議会及び中央職業安定審議会にお諮りした上、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、労働大臣が、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき短時間労働者対策基本方針を定めることとしております。

第二に、労働大臣が、事業主がその雇用する短時間労働者について講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるとともに、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができることとしております。

第三に、国等は、短時間労働者等が職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、職業訓練の実施について特別の配慮をするとともに、短時間労働者になろうとする者に対し、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めることとしております。

第四に、労働大臣が、短時間労働援助センターを指定し、事業主等に対する給付金の支給、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項についての相談援助、短時間労働者に対する職業生活に関する事項についての相談援助等短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行わせることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしておりますが、短時間労働援助センターに関する部分は、平成六年四月一日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案逐条説明

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案逐条説明

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

（要旨）　この法律の目的を規定したものである。

（説明）　この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とすることを定めたものである。

（定義）

第二条　この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあって

は、労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

（要旨及び説明）　この法律の規定中に用いられる「短時間労働者」という用語の定義を規定したものである。

（事業主等の責務）

第三条　事業主は、その雇用する短時間労働者について、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善（以下「雇用管理の改善等」という。）を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。

2　事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとする。

（要旨）　事業主及び事業主の団体の責務を規定したものである。

（説明）　1　第一項は、事業主は、その雇用する短時間労働者について、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善（以下「雇用管理の改善等」という。）を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとしたものである。

2　第二項は、事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し

、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとしたものである。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国は、短時間労働者の雇用管理の改善等について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2　地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとする。

（要旨）　国及び地方公共団体の責務を規定したものである。

（説明）　1　第一項は、国は、短時間労働者の雇用管理の改善等について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとしたものである。

2　第二項は、地方公共団体は、第一項の国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要

な施策を推進するように努めるものとしたものである。

第二章　短時間労働者対策基本方針

第五条　労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針（以下この条において「短時間労働者対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2　短時間労働者対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　短時間労働者の職業生活の動向に関する事項

二　短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三　前二号に掲げるもののほか、短時間労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3　短時間労働者対策基本方針は、短時間労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4　労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

5　労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前二項の規定は、短時間労働者対策基本方針の変更について準用する。

（要旨）　労働大臣が定める短時間労働者対策基本方針について規定したものである。

（説明）　1　第一項は、労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針（以下この条において「短時間労働者対策基本方針」という。）を定めるものとしたものである。

2　第二項は、短時間労働者対策基本方針に定める事項は、短時間労働者の職業生活の動向に関する事項、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項等とすることとしたものである。

3　第三項は、短時間労働者対策基本方針は、短時間労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならないこととしたものである。

4　第四項は、労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならないこととしたものである。

5　第五項は、労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととしたものである。

6　第六項は、第四項及び第五項の規定は、短時間労働者対策基本方針の変更について準用することとしたものである。

第三章　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節　雇用管理の改善等に関する措置

（指針）

第六条　労働大臣は、第三条第一項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この節において「指針」という。）を定めるものとする。

2　前条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。

（要旨）　労働大臣が定める指針について規定したものである。

（説明）　1　第一項は、労働大臣は、第三条第一項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この節において「指針」という。）を定めるものとしたものである。

2　第二項は、第五条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用することとしたものである。

（指導及び助言）

第七条　労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対し、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

（要旨及び説明）　労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対し、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができるものとしたものである。

（短時間雇用管理者）

第八条　事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする。

（要旨及び説明）　事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとしたものである。

第二節　職業能力の開発及び向上等に関する措置

（職業訓練の実施等）

第九条　国、都道府県及び雇用促進事業団は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他関係者に対

して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。

（要旨及び説明）　国、都道府県及び雇用促進事業団は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとしたものである。

（職業紹介の充実等）

第十条　国は、短時間労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適応することを容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（要旨及び説明）　国は、短時間労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適応することを容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めるものとしたものである。

第四章　短時間労働援助センター

（指定等）

第十一条　労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、第十三条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一　職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二　前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、短時間労働者の雇用管理の改善等その他その福祉の増進に資すると認められること。

2　労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「短時間労働援助センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3　短時間労働援助センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4　労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（要旨）　国の給付金の支給その他の短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進に関する業務を行う法人の指定について規定したものである。

（説明）　1　第一項は、労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者

の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であって、第十三条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができることとしたものである。

2　第二項は、第一項の指定を受けた者（以下「短時間労働援助センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならないこととしたものである。

3　第三項及び第四項は、短時間労働援助センターは、その名称等を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならないこととするとともに、労働大臣は、その届出に係る事項を公示しなければならないこととしたものである。

（指定の条件）

第十二条　前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（要旨）　指定の条件について規定したものである。

（説明）　1　第一項は、指定に当たり条件を付し、及びこれを変更することができることとしたものである。

2　第二項は、指定の条件は、必要最小限度のものに限り、不当な義務を課してはならないこととしたものである。

（業務）

第十三条　短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　短時間労働者の職業生活に関する調査研究を行うこと。

二　事業主その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習等を行うこと。

三　短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対して提供すること。

四　次条第一項に規定する業務を行うこと。

五　前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

（要旨）　短時間労働援助センターの業務について規定したものである。

（説明）　短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとしたものである。

(1)　短時間労働者の職業生活に関する調査研究

(2)　事業主その他の関係者に対する短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習等

(3)　短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料の総合的収集、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対する提供

(4)　第十四条第一項に規定する業務

(5) (1)～(4)のほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務

（短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施）

第十四条　労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十三条の労働福祉事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一　短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であって、労働省令で定めるものを支給すること。

二　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　短時間労働者に対して、その職業生活に関する事項について相談その他の援助を行うこと。

四　短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者に対する研修を行うこと。

五　前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2　前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく

給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3　短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務（以下「短時間労働者福祉事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4　労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

（要旨）　短時間労働援助センターが行う短時間労働者福祉事業関係業務について規定したものである。

（説明）　1　第一項は、短時間労働援助センターが、労働者災害補償保険法第二十三条の規定に基づく労働福祉事業又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく雇用福祉事業のうち次の業務を行うことを定めたものである。

(1)　短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であって労働省令で定めるものの支給

(2)　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項についての事業主その他の関係者に対する相談その他の援助

(3)　短時間労働者に対する職業生活に関する事項についての相談その他の援助

(4)　短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者に対する研修

(5)　(1)～(4)のほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福

祉の増進を図るために必要な事業

2　第二項は、第一項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならないこととしたものである。

3　第三項は、短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務（以下「短時間労働者福祉事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならないこととしたものである。

4　第四項は、労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならないこととしたものである。

（業務規程の認可）

第十五条　短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

（要旨）　短時間労働援助センターが行う短時間労働者福祉事業関係業務に関する業務規程について規定したも

のである。

（説明）　1　第一項は、短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成又は変更するときに、労働大臣の認可を受けなければならないこととしたものである。

2　第二項は、労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が短時間労働者福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができることとしたものである。

3　第三項は、業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定めることとしたものである。

（短時間労働者福祉事業関係給付金の支給に係る労働大臣の認可）

第十六条　短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務のうち第十四条第一項第一号に係る業務（次条及び第二十三条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら第十四条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

（要旨及び説明）　短時間労働援助センター自らが給付金の支給を受けようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならないこととしたものである。

（報告）

第十七条　短時間労働援助センターは、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

（要旨及び説明）　短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務のうち第十四条第一項第一号に係る給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができることとしたものである。

（事業計画等）

第十八条　短時間労働援助センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　短時間労働援助センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（要旨）　短時間労働援助センターの事業計画書等の認可等について規定したものである。

（説明）　1　第一項は、短時間労働援助センターは、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならないこととし、また、これを変更しようとするときも、労働大臣の認可を受

けなければならないこととしたものである。

2　第二項は、短時間労働援助センターは、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととしたものである。

（区分経理）

第十九条　短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合には、短時間労働者福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（要旨及び説明）　短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合には、短時間労働者福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならないこととしたものである。

（交付金）

第二十条　国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（要旨及び説明）　国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者福祉事業関係

業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができることとしたものである。

（労働省令への委任）

第二十一条　この章に定めるもののほか、短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（要旨及び説明）　第四章に定めるもののほか、短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定めることとしたものである。

（役員の選任及び解任）

第二十二条　短時間労働援助センターの役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　短時間労働援助センターの役員が、この章の規定（当該規定に基づく命令及び処分を含む。）若しくは第十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十三条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、短時間労働援助センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（要旨及び説明）　短時間労働援助センターの役員の選任及び解任については、労働大臣の認可を受けなければその効力を生じないこととし、また同センターの役員が、第四章の規定又は第十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をした場合等には、労働大臣はその役員の解任を同センターに対して命ずることができることとしたものである。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十三条　給付金業務に従事する短時間労働援助センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（要旨及び説明）　給付金業務に従事する短時間労働援助センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととしたものである。

（報告及び検査）

第二十四条　労働大臣は、第十三条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、短時間労働援助センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させる

ことができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（要旨）　短時間労働援助センターの業務に関する報告及び立入検査について規定したものである。

（説明）　1　第一項は、労働大臣は、第十三条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、短時間労働援助センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとしたものである。

2　第二項は、第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととしたものである。

3　第三項は、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないことを確認的に明らかにしたものである。

（監督命令）

第二十五条　労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、第十三条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（要旨及び説明）　労働大臣は、第四章の規定を施行するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、第十三条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしたものである。

（指定の取消し等）

第二十六条　労働大臣は、短時間労働援助センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十三条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四　第十二条第一項の条件に違反したとき。

五　第十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者福祉事業関係業務を行ったとき。

2　労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（要旨）　短時間労働援助センターの指定の取消し及び業務の停止について規定したものである。

（説明）　1　第一項は、労働大臣は、短時間労働援助センターが次のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとしたものである。

(1)　第十三条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

(2)　指定に関し不正の行為があったとき。

(3)　この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(4)　第十二条第一項の条件に違反したとき。

(5)　第十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者福祉事業関係業務を行ったとき。

2　第二項は、労働大臣は、指定を取り消し、又は第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならないこととしたものである。

（労働大臣による短時間労働者福祉事業関係業務の実施）

第二十七条　労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2　労働大臣は、前項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っ

ている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3　労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

（要旨）　労働大臣による短時間労働者福祉事業関係業務の実施について規定したものである。

（説明）　1　第一項は、労働大臣は、第二十六条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者福祉事業関係業務を自ら行うものとしたものである。

2　第二項は、労働大臣は、第一項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならないこととしたものである。

3　第三項は、労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定めることとしたものである。

（聴聞）

第二十八条　労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

一　第二十二条第二項の規定による役員の解任命令

二　第二十六条第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

2　前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（要旨）　労働大臣が行う処分に当たっての聴聞について規定したものである。

（説明）　1　第一項は、労働大臣は、短時間労働援助センターの役員の解任命令、同センターの指定の取消し等の処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならないこととしたものである。

2　第二項は、聴聞に際しては、当該処分に係る短時間労働援助センター等に対して、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならないこととしたものである。

第五章　雑則

（雇用管理の改善等の研究等）

第二十九条　労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするため、短時

間労働者のその職域の拡大に応じた雇用管理の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

（要旨及び説明）　労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた雇用管理の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとしたものである。

（適用除外）

第三十条　この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

（要旨及び説明）　この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しないこととしたものである。

（罰則）

第三十一条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（要旨）　本法の罰則について規定したものである。

（説明）　次に該当する者は、二十万円以下の罰金に処することとしたものである。

(1)　第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2)　第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

（要旨及び説明）　いわゆる両罰規定であって、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科することとしたものである。

第三十三条　第十六条の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなか

ったときは、その違反行為をした短時間労働援助センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

（要旨及び説明）　第十六条の規定に違反した短時間労働援助センターの役員に対する罰則を規定したものである。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定及び第三十一条から第三十三条までの規定並びに次条の規定及び附則第三条の規定（労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）第四条第三号の改正規定及び同法第五条第四号の次に一号を加える改正規定に限る。）は、平成六年四月一日から施行する。

（要旨及び説明）　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたものである。ただし、短時間労働援助センターに関する規定は、平成六年四月一日から施行することとしたものである。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十七の次に次の一号を加える。

二十の十八　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第　　号）

（要旨及び説明）　この法律の制定に伴い、社会保険労務士法について所要の規定の整備を行うこととしたものである。

（労働省設置法の一部改正）

第三条　労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本障害者雇用促進協会」の下に「、短時間労働援助センター」を加える。

第四条第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二　短時間労働者対策基本方針を定めることその他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第　　号）の施行に関すること。

第五条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働援助センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

第五条第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働者対策基本方針を定め

ること。

（要旨及び説明）　この法律の制定に伴い、労働省設置法について所要の規定の整備を行うこととしたものである。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案参照条文

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案参照条文

目　次

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）……1
二　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）……2
三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）……3
四　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）……4

○　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案参照条文

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四条　祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

二　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第二十三条　政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一　療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二　被災労働者の療養生活の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三　業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業

四　賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、労働省令で定める。

政府は、第一項の労働福祉事業のうち、労働福祉事業団法第十九条第一項第一号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（雇用福祉事業）

第六十四条　政府は、被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他これらの者の福祉の増進を図るため、雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一　就職に伴いその住居を移転する者のための宿舎を設置し、及び運営すること。

二　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談その他の援助を行うこと並びに当該援助のための施設を設置し、及び運営すること。

三　教養、文化、体育又はレクリエーションの施設その他の福祉施設を設置し、及び運営すること。

四　求職者の就職のため、資金の貸付け、身元保証その他必要な援助を行うこと。

五　労働者の職業に対する適応性その他職業の安定に関する調査、研究及び資料の整備を行うこと。

六　前各号に掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2　前条第三項の規定は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部の実施について準用する。

四　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）

（定義）

第六条　この法律で「船員」とは、船員法（昭和二十二年法律第百号）による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り組むものをいう。

（第二項以下　略）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案新旧対照表

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案新旧対照表

目次

一　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）……………………1
二　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）（抄）……………………2

一　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

改正案	現行
別表第一（第二条関係） （第一号から第二十号の十七まで　略） 二十の十八　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第　　号） （第二十一号以下　略）	別表第一（第二条関係） （第一号から第二十号の十七まで　略） （第二十一号以下　略）

二　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）（抄）

改正案	現行
（労働省の所掌事務） 第四条　労働省の所掌事務は、次のとおりとする。 （第一号及び第二号　略） 三　日本障害者雇用促進協会、短時間労働援助センター及び日本国有鉄道清算事業団の監督に関すること。 （第四号から第三十六号まで　略） 三十六の二　短時間労働者対策基本方針を定めること その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第　　号）の施行に関すること。 （第三十七号以下　略） （労働省の権限） 第五条　労働省は、前条に規定する所掌事務を遂行するために、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従つ	（労働省の所掌事務） 第四条　労働省の所掌事務は、次のとおりとする。 （第一号及び第二号　略） 三　日本障害者雇用促進協会及び日本国有鉄道清算事業団の監督に関すること。 （第四号から第三十六号まで　略） （第三十七号以下　略） （労働省の権限） 第五条　労働省は、前条に規定する所掌事務を遂行するために、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従つ

てなされなければならない。

（第一号から第四号まで　略）

四の二　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働援助センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

（第五号から第四十一号まで　略）

四十一の二　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働者対策基本方針を定めること。

（第四十二号以下　略）

てなされなければならない。

（第一号から第四号まで　略）

（第五号から第四十一号まで　略）

（第四十二号以下　略）